

胎内市介護予防・日常生活支援総合事業における事故報告に関する事務処理要領

(通則)

第1条 胎内市介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス提供時において発生した事故の報告に関する事務処理は、次のとおりとする。

(対象)

第2条 この要領に定める報告の対象となる事故は、指定第1号訪問事業者、指定第1号通所事業者、委託第1号訪問事業者及び第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）が、利用者に対するサービス提供時に発生した事故とする。

(報告を要する事故の範囲)

第3条 報告する事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業者がサービスを提供したときに発生した事故を起因として、利用者が死亡したとき
- (2) 事業者がサービスを提供したときに発生した事故を起因として、利用者が受傷し、医療機関への通院又は往診等により治療を受けたとき
- (3) サービスを提供する事業所の従業者（以下「従業者」という。）又は利用者が感染症等に感染したことを確認したとき
- (4) サービスを提供する事業所において食中毒が発生したとき
- (5) 誤薬が発生したとき又は与薬を怠ったとき
- (6) 従業者の行為により事故が発生したとき
- (7) 利用者又は事業者に経済的な損失を与える等の従業者の不祥事が発生したとき
- (8) 利用者の個人情報が出たとき
- (9) 利用者又は利用者の家族等に対し、長期にわたり継続的に交渉等を要する事故、若しくはその可能性のある事故が発生したとき
- (10) その他、サービス提供に重大な支障を来す事故が発生したとき

(報告様式)

第4条 報告は、様式第1号の提出により行うものとする。ただし、前条第3号に掲げ

る感染症等の場合は、様式第2号を使用し、胎内市介護保険事業所ネットワークを通じて報告するものとする。

(報告手順)

第5条 報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、事故の発生を確認したときは、速やかに利用者及び利用者の家族等へ連絡するとともに、第7条に掲げる報告先（以下「報告先」という。）へ電話又はファックスで第一報として報告するものとする。ただし、ファックスにより報告を行うときは、前条に掲げる報告様式により行うものとし、報告に当っては、個人情報に該当する箇所を消除するなど個人情報の流出防止のための措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、事故処理の経過について、報告先に適宜報告するものとする。
- (3) 事業者は、事故処理が概ね完了したときは、様式第1号又は様式第2号により報告するものとする。
- (4) 事業者は、利用者又は利用者の家族等から事故内容に関する情報の開示請求があったときは、事故報告の内容及び関係書類等を開示しなければならない。

(記録の保存)

第6条 事業者は、事故に関する関係書類を事故処理が完了した日から5年間保存するものとする。

(報告先)

第7条 事故の報告先は、次のとおりとする。

胎内市役所福祉介護課 地域包括支援センター係

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。